

# 令和元年度 蟹江町地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

蟹江町地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は蟹江町防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 本年度の主な修正事項

### 1. 令和元年 愛知県地域防災計画の修正に伴うもの

- (1) 津波災害警戒区域の指定..... P 2
- (2) 無料公衆無線 LAN サービスの活用..... P 3
- (3) 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）..... P 4

### 2. 国の防災基本計画、ガイドライン等の修正に伴うもの

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定..... P 5
- (2) 重要物流道路の指定..... P 5

### 3. 蟹江町独自の取り組みによるもの

- (1) 地震による非常配備基準の修正..... P 6
- (2) 緊急避難場所 1 箇所の削除..... P 6

## 1. 令和元年 愛知県地域防災計画の修正に伴うもの

### (1) 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日公布）に基づき、津波災害警戒区域の指定及び基準水位の公示を行うことについて記載を追加した。

#### ●地震・津波災害対策計画

##### 第2編 第9章 第1節「浸水・津波対策に係る地域の指定等」(P73)

現 行	改 正 案
1 <u>浸水想定区域</u> の指定 (略) (追加)	1 <u>津波危険地域</u> の指定 (略) 2 <u>津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定</u> 県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、蟹江町全域を津波浸水想定区域に指定した。（平成26年11月26日公表） また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、蟹江町全域を津波災害警戒区域に指定し、基準水位を公示した。（令和元年7月30日公表）

#### ●地震・津波災害対策計画

##### 第2編 第9章 第2節「津波防災体制の充実」(P75)

現 行	改 正 案
1～3 (略) (追加)	1～3 (略) 4 <u>津波災害警戒区域の指定に係る事項</u> (1) <u>町は次の事項を町地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。</u> ア <u>津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。</u> イ <u>津波災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u> (2) <u>町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内的の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を町長に報告する。</u>

(2) 無料公衆無線 LAN サービスの活用

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi\_Free\_Wi-Fi の活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加した。

●風水害等災害対策計画

第3編 第13章 第6節「通信施設の応急措置」(P182)

現 行	改 正 案
1 町及び県、防災関係機関における措置 (追加)	1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置 (略) また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

●地震・津波災害対策計画

第3編 第14章 第6節「通信施設の応急措置」(P192)

現 行	改 正 案
1 町及び県、防災関係機関における措置 (追加)	1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置 (略) また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。 (1)～(3) 略 (4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用 ア 県（総務局）の連絡 県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。 イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

(3) 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第3次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加した。

●地震・津波災害対策計画

第2編 第2章 第4節「文化財の保護」(P44)

現 行	改 正 案
1 町における措置 (略)	1 町における措置 (略)
2 平常時からの対策 (略)	2 平常時からの対策 (略)
(追加)	3 <b>重要文化財の耐震対策</b> <u>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官 (建造物担当)の事務連絡「重要文化財(建造物) の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策 を実施する。</u> (1) <u>耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> (2) <u>対処方針の作成・提出</u> (3) <u>耐震対策推進の周知徹底</u> (4) <u>補助事業における耐震予備診断の必須</u> (5) <u>耐震予備診断実施の徹底</u> (6) <u>県の指導・助言</u>

## 2. 国の防災基本計画、ガイドライン等の修正に伴うもの

### (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定

平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び記載を追加した。

#### ●風水害等災害対策計画

##### 第1編 第2章 第2節「重点を置くべき事項」(P5)

現 行	改 正 案
<p><b>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 (追加)</p>	<p><b>1 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>

### (2) 重要物流道路の指定

道路法の改正（平成30年3月31日）において、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定することとなった。指定された重要物流道路は、機能強化が図られるとともに、災害時の道路啓開が困難な場合、国に代行を要請することができる。

#### ●地震・津波災害対策計画

##### 第2編 第2章 第2節「交通関係施設等の整備」(P38)

現 行	改 正 案
<p><b>2 道路施設</b> (1)～(2) (略) (追加) (3)～(4) (略)</p>	<p><b>2 道路施設</b> (1)～(2) (略) <b>(3) 重要物流道路の指定</b> <u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u> (4)～(5) (略)</p>

### 3. 蟹江町独自の取り組みによるもの

#### (1) 地震による非常配備基準の修正

震度による非常配備等の基準が「町若しくは近隣市町村において」とされていたものを「町において」に修正する。

#### ●地震・津波災害対策計画

##### 第3編 第1章 第1節「災害対策本部及び警戒班の設置・運営」(P94)

現 行	改 正 案
<b>2 警戒班の設置</b> (1) 町若しくは近隣市町村において震度4の地震が発生したとき (以下略)	<b>2 警戒班の設置</b> (1) 町において震度4の地震が発生したとき (以下略)
<b>4 町本部の設置</b> (1) 町若しくは近隣市町村において震度5弱の地震が発生したとき (2) 町若しくは近隣市町村において震度5強以上の地震が発生したとき (自動指令) (3) (略)	<b>4 町本部の設置</b> (1) 町において震度5弱の地震が発生したとき (2) 町において震度5強以上の地震が発生したとき (自動指令) (3) (略)

##### 第3編 第1章 第3節「職員の非常配備」(P100)

現 行	改 正 案
<b>第一非常配備</b> (1) 町若しくは近隣市町村において震度4の地震が発生したとき (以下略)	<b>第一非常配備</b> (1) 町において震度4の地震が発生したとき (以下略)
<b>第二非常配備</b> (1) 町若しくは近隣市町村において震度5弱の地震が発生したとき (以下略)	<b>第二非常配備</b> (1) 町において震度5弱の地震が発生したとき (以下略)
<b>第三非常配備</b> (1) 町若しくは近隣市町村において震度5強以上の地震が発生したとき (自動指令) (以下略)	<b>第三非常配備</b> (1) 町において震度5強以上の地震が発生したとき (自動指令) (以下略)

#### (2) 緊急避難場所1箇所の削除

ジャンボエンチョー蟹江店が、令和2年2月16日に閉店し完全撤退することにより災害支援協定が廃止され、緊急避難場所から削除する。